

第3次大分県環境基本計画（案）の概要

計画の性格・役割

環境基本法 大分県環境基本条例第9条
 ○環境保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向
 ○県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画
 ○「おおいたうつくし作戦」の推進基本プラン

目指すべき環境の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画期間

○平成28年度～平成36年度（9年間）

※下記図中の「・」は各施策の例示

（基本目標1） 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	（基本目標2） 循環を基調とする地域社会の構築	（基本目標3） 地球温暖化対策の推進	（基本目標4） 環境を守り育てる産業の振興	（基本目標5） すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
<p>1. 豊かな自然や生物多様性の保全</p> <p>(1) 自然公園等の保護・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然公園の優れた風景景観の保護 <p>(2) 自然景観の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境情報の提供や、林地開発申請の指導や適正な審査による無秩序な土地利用の抑制 <p>(3) 多様な生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の基礎的データの整備・蓄積 クラウドファンディングを活用したトラスト活動など、新たな環境保全の仕組みづくり <p>(4) 森林の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の公益的機能の維持・増進 <p>(5) 水辺の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な生物の生息・生育場所として重要な干潟や藻場などの保全 <p>(6) 自然とのふれあいの推進と適正な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全活動を行っているNPO等との協働の推進 日本ジオパークや世界農業遺産等を活用した広域的な地域づくりの推進 <p>2. 快適な地域環境の保全と創造</p> <p>(1) ゆとりある生活空間の保全と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園、道路空間等の整備の推進 <p>(2) 美しい景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 展望障害樹木の伐採等優れた景観の創出・再生 <p>(3) 身近な緑の保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の緑化や県民総参加の森林づくりの推進 <p>(4) 身近な水辺の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川、海岸等における親水空間の確保 <p>(5) 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地や水路、里山の適正管理の推進 <p>(6) 文化的遺産（文化財）の保存・活用・継承</p> <p>3. 温泉資源の保護と適正利用の推進</p> <p>(1) 温泉資源の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要温泉地に加え、周辺の地熱開発有望地域における湧出量モニタリング調査の実施 <p>(2) 多目的利用と温泉地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に応じた温泉地づくりや泉質や成分揭示等の徹底 	<p>1. 大気環境の保全</p> <p>(1) 大気環境保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気環境の常時監視体制の充実 PM2.5成分分析を実施し、発生源の推計と排出抑制対策の実施 <p>(2) 地域の生活環境保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通、事業場等の騒音、振動防止対策の推進 <p>2. 水・土壌・地盤環境の保全</p> <p>(1) 水環境保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導の強化 工場・事業場における排水監視、指導の強化 <p>(2) 豊かな水環境の創出【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民、事業者、民間団体、行政等の幅広い団体、子どもから大人までの幅広い世代が協働して各地域で取り組む豊かな水環境の創出に向けた活動の推進 活動団体のネットワークづくりの支援 水環境に係る各主体間での問題意識や情報の共有 <p>(3) 土壌環境保全対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染リスク情報の収集・整理 <p>3. 化学物質等への環境保全対策</p> <p>(1) 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進</p> <p>(2) 環境監視と調査研究の充実</p> <p>(3) 放射線の監視体制の充実</p> <p>4. 廃棄物・リサイクル対策</p> <p>(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> マイバック運動の推進 マイ箸、マイカップ・マイボトルの使用の推進 <p>(2) 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「優良産廃処理業者認定制度」及び「おおいた優良産廃処理業者評価制度」の普及 災害廃棄物の適正処理と再生利用の確保、円滑かつ迅速な処理の取組 <p>(3) バイオマス等の循環資源の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域資源の総合的な利活用の推進 	<p>1. 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出抑制対策</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用した家庭のエコ診断等による光熱水費やCO2排出量の「見える化」の促進 自家用車等通勤者がバスで通勤する場合に運賃を割り引く「エコ通勤割引」の実施 「九州エコライフポイント」の推進による広域的かつ効果的な温暖化対策の実施 <p>(2) 地域における地球温暖化防止活動の促進</p> <p>(3) 気候変動の影響を軽減するための取組（適応策）の推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の栽培管理技術の開発普及や高温耐性品種の育成等高温障害を軽減するための対策 災害時における危機管理体制の強化や治水施設の整備など、被害を最小限に止めるための対策 熱中症の予防など、健康への影響を未然に防止するための対策 生態系の保全に係る適応策や、その実態に関する具体的な方針、手法、技術などの情報収集 <p>2. エコエネルギーの導入促進</p> <p>(1) エコエネルギーの導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有施設への率先導入 自然環境と共生し、地域特性に応じたエコエネルギーの導入促進 <p>(2) エコエネルギーの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> エコエネルギー助成制度等の情報提供 <p>(3) 地域に配慮したエコエネルギー施設の設置【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境や景観、地域住民との共生 <p>3. 森林吸収源対策の推進</p> <p>(1) 森林の適正な管理・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 間伐など森林整備の推進 低コスト再造林の普及による再造林の促進 <p>(2) 地域材の利用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の木造、木質化、CLTなど新たな部材の利活用 	<p>1. 環境・エネルギービジネスの拡大</p> <p>(1) 新エネルギーの事業化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分の特性を生かした地熱・温泉熱、小水力発電の更なる性能向上やコストダウンに向けた取組 水素や電力自由化など今後市場の成長が期待できる新たな有望分野に対する県内企業のチャレンジの支援 アイデアマッチングや可能性調査の取組支援 <p>(2) 循環型環境産業の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出される廃棄物と再利用のニーズを把握したマッチング活動の充実による新たな再利用の取組の促進 県が認定したリサイクル製品の積極的なPRによる普及促進 <p>2. 自然と共生する産業の促進【新規】</p> <p>(1) 農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機農業や化学合成農業・化学肥料低減技術の導入による環境保全型農業の推進 GAP等の取組による農業生産に起因する環境負荷物質の排出抑制 「生産林」と「環境林」への区分による適切な森林整備の推進 <p>(2) グリーンツーリズム等観光産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自然環境や歴史文化とふれあうエコツーリズムの普及 グリーンツーリズム等による都市と農産漁村との交流の促進 オルレやロングトレイルなど大分県ならではの自然を満喫できる観光の機会の提供 	<p>1. 県民総参加による環境保全活動の推進</p> <p>(1) 地域活性化につながる環境保全活動の推進【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「おおいたうつくし」推進隊が実施する地域への波及効果が大きく期待できるうつくし活動等の支援 環境保全団体等の自発的な活動を支援するためHPや各種メディア等を活用し、各団体の活動状況等の情報提供や広報の実施 「おおいたうつくし」推進隊等の環境保全団体が情報交換や交流を行う場の提供による各団体の取組の幅の拡大と連携の促進。 <p>(2) 県・市町村の率先行動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町村の環境負荷低減の取組促進 <p>2. 豊かな環境を守り育てる人づくり</p> <p>(1) 環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境教育アドバイザーなど環境教育・学習を推進する人材の育成と確保、活用の拡大 青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識を高めるため、森林学習指導者の活用 <p>(2) あらゆる世代・場における環境教育・学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、地域社会、職場等それぞれの場における環境教育・学習の推進 NPO等との多様な主体との連携による展示会、自然観察会など参加型の機会の提供 環境保全の取組、環境教育に関し、県・市町村の広報誌やHP、マスメディア等による積極的な情報提供
<p>基盤的施策の推進（環境影響評価の推進、環境に配慮した取組の推進、公害紛争等の適正処理）</p>				

計画の進行管理

○環境指標とその達成目標の設定、毎年度、進捗状況を把握・確認し検証

○進捗状況の報告→環境施策への意見の反映

- ・県議会
- ・県環境審議会、県民会議等

○公表

- ・環境白書、県ホームページ

大分県環境審議会第16回総合政策部会(12/18)でのご意見に対する対応状況

【 第3次大分県環境基本計画(素案)について 】

No.	基本目標	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
1	計画の策定に当たって (近年の情勢:地球温暖化)	素案4ページの地球温暖化問題の情勢について、COP21のパリ協定について記述すべきではないか。	<p>COP21とパリ協定について、以下のとおり記述しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化問題については、平成9年に採択された京都議定書で、先進国に対して法的拘束力のある温室効果ガス削減の数値目標が設定されましたが、その後も毎年COP(国連気候変動枠組条約締約国会議)で交渉が重ねられています。平成27年12月には、途上国を含む全ての国・地域の合意のもと「パリ協定」が採択され、2020年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築されました。協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるとともに1.5℃未満に収まるように努力することや、全ての国が削減目標を策定し5年ごとに見直すことなどが定められました。我が国は、2030年度における温室効果ガスを2013年度比で△26%の水準にすることとしており、平成28年前半に地球温暖化対策計画を策定することとしています。」(計画案p4) ・また、我が国の削減目標を踏まえて、第3次環境基本計画においては、計画案p60の環境指標「二酸化炭素の排出量」で目標値を設定します。
2	1豊かな自然	生物多様性のホットスポットの選定が急務なので、19ページの「自然環境の基礎的データの整備、蓄積により、自然環境の変化を適切に捉え、新たな保護施策の取組につなげていきます。」に「生物多様性のホットスポットの選定など」というのを具体的に加えていただければありがたい。	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり追記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境の変化を適切に捉え、希少な野生動植物が息息・生育する特に保全が必要な地域の選定をはじめ、新たな保護施策の取組につなげていきます。」と記述します。(計画案p19(3)①2つめ●)
3	1豊かな自然	素案20ページの⑤生物多様性を支える基盤づくり●1つめの取組について、10年間の取組を進めているという意味表示を含めて、考え方など追記していただきたい。	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり追記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次生物多様性おおい県戦略(2016-2020)」を踏まえた長期的かつ継続的な取組を進めます」(計画案p20(3)⑤1つめ●)
4	1豊かな自然	素案21ページの「NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数」について、これは県として数年先はできそうだという見通しや、県が直接指導するなど、どのような方法で算出した数字なのか。	<p>平成26年度の市町村別件数を基準として、人口や管内NPO団体数等を勘案し協働の率が低い市町村での取組の増を見込んだ件数を算出しています。</p> <p>今後は、実施率の低い市町村での協働件数が増加するよう事業を実施していきます。</p>
5	1豊かな自然	素案28ページの一番下「水辺空間に地域住民が散策や野外レクリエーションを行える憩いの場を創造します。」に生物多様性に配慮するような表現を入れていただきたい。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記述しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域住民が散策や野外レクリエーションを行える憩いの場など生物多様性や周辺景観に配慮した水辺空間の創造に努めます。」(計画案p29(4)①1つめ●)
6	1豊かな自然	素案29ページ、③都市における水辺の確保の取組の記述について、生物多様性に配慮するような表現を入れていただきたい。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記述しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性に配慮しながら養浜等により海浜などを創出し、親水空間の確保に努めます。」(計画案p29(4)③)
7	1豊かな自然	素案29ページ、(5)③豊かで生産力のある沿岸環境づくりの「海底耕うん」とは何か。海底が荒らされないのか。	<p>「海底耕うん」は、海底に堆積したゴミ等を除去するとともに海底を耕うんするものであり、耕うんすることで海底に酸素が供給され、豊かな海がつくられます。また、干潟の耕うんは、人力またはポンプによって行うもので、河川から流入する泥分の干潟への堆積を防ぐとともに、海底耕うんと同様、地中に酸素が供給されることで海域環境の保全を図るものです。</p>

大分県環境審議会第16回総合政策部会(12/18)でのご意見に対する対応状況

【 第3次大分県環境基本計画(素案)について 】

No.	基本目標	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
8	4環境産業	素案71ページの環境指標「農薬の使用量」が基準年から増えているのはおかしいのではないか。合わせて、IPMではなく、IBMの検討もお願いしたい。	農薬の使用量は、現行計画においてH27の目標を「2,000t以下」とし、H22:1,952t、H23:1,893t、H24:1,732tと順調に減少してきたところです。H25の実績については1,248tとなっておりますが、第3次計画の目標はH24までの実績を参考に設定したところであり、農薬の使用量を増やす意図はありません。誤解を与えるため、補足説明を追加しました。(計画案p71) また、IBM(総合的生物多様性管理)は、学会等で使用され始めてるのは承知していますが、具体的な技術が伴っていない状況です。まずは農薬による環境負荷を軽減しつつ、病害虫の発生を抑制する技術の普及が重要と考え、IPM(総合的病害虫管理技術)の普及拡大を図っていくこととしております。
9	4環境産業	新エネルギーを推進することは大歓迎だが、同時に県内の温泉資源を大事にすることと、景観や周辺環境との折り合いを付けていくことが課題だと思う。そういったところをこれからの主な取組や課題のところに一言いれていただけるとありがたい。	計画案p3「近年の環境を取り巻く情勢」の〇2つめにおいて、当該課題についての認識を記述しております。 また、温泉資源の保護については、計画案p33に課題、取組を記述し、景観や周辺環境との折り合いについては、p63,64に、課題、取組を記述しています。加えて自然環境の保護についても、p17の■3つめの課題やp19の「無秩序な土地利用の抑制」に当該問題を前提として記述しているところです。 なお、ご意見も踏まえ、今回以下のとおり追記、修正しました。 ・「主要温泉地に加え、周辺の地熱開発有望地域でも湧出量などのモニタリング調査を実施し、温泉資源の衰退化を未然に防止するため、観測体制を強化します。」(一部修正:計画案p33(1)①2つめ●) ・「地熱発電を目的とした温泉開発にあたっては、市町村と連携し、地域と共生した開発を促進します。」(追加:計画案p33(1)②2つめ●) ・「エコエネルギーの利用が自然を相手にした取組である以上、導入にあたっては、自然環境や景観、生活環境に関して、導入地域での調和や共生を十分考慮するとともに、地域住民の理解を得る必要があります。」(追加:計画案p63課題4つめ部分)
10	5すべての主体	「ごみゼロおおい推進隊」と「おおいつつし推進隊」の定義が、どういうものかわかりにくい。県や市など自治体が把握していない相当数の活動が展開されているのではないかと。もっと幅広く活動を把握していくこと、新しい取組の芽をみていただくことも重要で、県が定義する環境活動に参加の枠組みの広さがわかりにくい。	「おおいつつし推進隊」は、ごみゼロおおい作戦の牽引役である「ごみゼロおおい推進隊」を進化させた団体であり、この旨以下のとおり追記しました。 ・「ごみゼロおおい推進隊」を進化させた「おおいつつし推進隊」が実施する・・・(計画案p74(1)①3つめ●) また、計画案p74「③持続可能な活動基盤づくり(なかもづくり)」に記述している取組により、環境保全団体の掘り起こし及び活動団体の情報等の把握や支援に努めていきます。
11	5すべての主体	77ページ以降の環境教育、人材育成について、大学があまり出てこない。環境問題は、大分県のことだけでなく、グローバルにものを考えることだと思う。もう少し大学との連携がいるのではないかと。	環境への取組は、身近なごみ拾いやリサイクルなどの3Rから、地球規模の温暖化対策まで多岐にわたることから、環境問題は、食糧や資源、人口、地域など幅広い分野と関わりが深くなります。環境教育をより一層推進するためには、大学を含む学校や地域社会、職場など多様な主体との連携が必要であると考えています。 そこで、本計画の個別計画として策定中である「第2次大分県環境教育等行動計画」において、家庭や大学を含めた学校、地域社会等の各主体の役割について記載し、このうち大学については各学校の特性を生かした環境教育など、大学に期待する役割について具体的に記述します。

おおいたうつくし作戦の展開 ～環境活動から地域活性化をリード～

【平成15年度～】

ごみゼロおおいた作戦

- ★120万人県民一斉ごみゼロ大行動 354,556人
- ★キャンドルナイト参加事業所 3,053事業所
- ★ごみゼロおおいた推進隊 175団体
- ★ごみゼロ隊 1,996団体

*平成27年12月末現在

取組が
着実に拡大

「大分はきれいだ」、「街がきれいになった」との声
の一方で…

マッチングの仕組みづくりが必要

(推進隊の意見)

- ・身近な地域での活動範囲を拡大したいが、実情把握や住民の協力など課題が多く、マッチングを行う仕組みを作って欲しい
- ・地域での顔合わせや情報交換の機会が必要
- ・行政にはボランティア等が活動しやすい仕組み作りをお願いしたい

アクション1

若い世代への実践的な教育が必要

(推進隊の意見)

- ・若い世代への啓発と実践的な働きかけが大事
- ・あらゆる世代、特に子どもなど次代を担う世代の育成が必要

アクション2

活動団体を増やす仕組みづくりが必要

(推進隊の意見)

- ・若者を主体とした団体等を取り込む必要

アクション3

【平成27年度～】

おおいたうつくし作戦

作戦の目標

美しい自然と快適な自然環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承する。

「うつくし」は
大分の美しい自然を表す

- (う～海) 海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など
- (つ～土) 肥沃な土壌、大地、豊かな温泉資源、ジオサイトなど
- (く～空気) 澄んだ大気、さわやかな風
- (し～森林) 豊かな自然の象徴

- ・これまでの成果を活かし、ステップアップ
(「県民参加」から「県民実行」へ → 県民自らが高い公共意識を持って行動する姿勢)
- ・3つのアクションで、県民の環境意識の更なる醸成と活動団体の持続可能な基盤づくりを目指す

1. まちづくり(地域の活性化)

(1) 横串しの交流 (地域の絆づくり)

- ①情報の共有・一元化(地域連絡会でワンストップ相談、Facebookを連絡網として一元化)
- ②「おおいたうつくし推進隊(以下、「推進隊」)」の情報交流拠点を設置(保健所単位)

(2) 安全に安心して活動ができる環境づくり

- ①推進隊等が安心して活動できる環境の整備(救命用具、ビブス等)

【活動事例(案)】

- ①清掃活動を行う推進隊と、花いっぱい運動を行う推進隊が連携し、公園や道路の清掃後に花壇等に花を植える。(推進隊の地域における「点」の活動をつなげて、大きく「面」の活動へ展開)

2. ひとづくり(人材の育成)

(1) 「攻め」の環境教育

- ①環境教育アドバイザーが自ら企画した環境教育講座や、商工会議所等の経済団体と連携した企業への環境教育の実施

(2) 自然体験活動の提供

- ①公共施設(農業文化公園やマリナルチャー、青少年の家、県民の森など)を活用して、子ども達を対象とした自然体験活動の場を提供

【活動事例(案)】

- ①子ども達による環境活動発表会を開催し、子ども発の大人への環境保全に対する意識啓発を行う。

3. なかまづくり(活動の基盤づくり)

(1) 推進隊の増殖

- ①ボランティア団体等で活動するシニア層を推進隊員に誘引し、世代交代を促進
- ②大学等の持続可能な基盤を持つ団体や「うつくし隊」の中から育成して「推進隊」に任命

【活動事例(案)】

- ①ジオパークや世界農業遺産の取組と連携して、推進隊がシニア層や小規模集落応援隊等に参加を呼びかけて清掃活動をした後に、水生生物観察会やエコエネルギーなどの環境出前講座を行う。